

事例表

開示決定等の期限関係

(資料 2 ~ 6)

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかつたもの（資料2）

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかつた理由
法務省	津地方法務局が保有する登記情報システム手引書(平成21年～23年分) 【計3件】	H23.5.23	H23.6.22	H23.7.27	35	オンラインによる行政文書開示請求の確認を失念したため。
法務省	金沢地方法務局管内各登記所における商業登記受付帳(平成23年5月分) 【計4件】	H23.6.2	H23.7.4	H23.7.5	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、謝った日に開示決定したことから、期限を1日超過したもの。
法務省	金沢地方法務局管内各登記所における法人登記受付帳(平成23年5月分) 【計4件】	H23.6.2	H23.7.4	H23.7.5	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、謝った日に開示決定したことから、期限を1日超過したもの。
法務省	金沢地方法務局管内各登記所における商業登記受付帳(平成23年5月分) 【計4件】	H23.6.3	H23.7.4	H23.7.5	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、謝った日に開示決定したことから、期限を1日超過したもの。
法務省	金沢地方法務局管内各登記所における法人登記受付帳(平成23年5月分) 【計4件】	H23.6.3	H23.7.4	H23.7.5	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、謝った日に開示決定したことから、期限を1日超過したもの。
法務省	金沢地方法務局管内各登記所における不動産登記受付帳(平成23年5月分) 【計5件】	H23.6.3	H23.7.4	H23.7.5	1	開示決定期限日の判断を1日誤り、業務多忙のため早期に処理できず、謝った日に開示決定したことから、期限を1日超過したもの。
国税庁	抽出法人名簿(平成23年5月設立法人)	H23.8.3	H23.9.2	H23.9.7	5	事務処理を失念していたため

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかつたもの（資料3）

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかつた理由
外務省	1986年10月に開催された、レーガン米大統領とゴルバチョフ連書記長の会談（レイキヤビク会談）に対する外務省の認識や分析および方針等がわかる記録。	H23.1.24	H23.3.25	H23.5.10	46	東日本大震災対応に伴う関連部局事務繁忙のため。
外務省	ロンドン条約（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）に関して、日米間の代表団で話し合われた協議内容についての公電（電信）。	H23.7.15	H23.9.13	H23.9.20	7	相手国政府の了解を得るのに時間を要したため。

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかつたもの（資料4）

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかつた理由
外務省	昭和50年天皇皇后両陛下外国御訪問(米国)01～15(ロジ部分を除く) 【計11件】	H22.8.12	H23.6.13	H23.8.9	57	開示決定等文書の量が大量であったため。
外務省	昭和天皇皇后両陛下御訪欧(46年)及び御訪米(50年)についての福田元総理用資料	H22.10.21	H23.6.13	H23.6.28	15	開示決定等文書の量が大量であったため。
外務省	1978年12月～1982年11月(大平内閣、鈴木内閣)の総理発米大統領宛及び米大統領発総理宛の書簡。	H22.11.24	H23.3.24	H23.6.6	74	東日本大震災対応に伴う関連部局事務繁忙のため。
外務省	1982年11月～1987年11月(中曾根内閣)の総理発米大統領宛及び米大統領発総理宛の書簡。	H22.11.24	H23.3.24	H23.4.12	19	東日本大震災対応に伴う関連部局事務繁忙のため。
外務省	1987年11月～1991年11月(竹下、宇野、海部内閣)の日米首脳会談の記録。	H22.11.24	H23.6.3	H23.8.30	88	東日本大震災対応に伴う関連部局事務繁忙のため。
厚生労働省	MMRワクチンについて、(財)阪大微生物研究会の薬事法違反に関する検察から処分に至までの間に作成・収集された文書	H23.6.27	H23.12.27	H24.2.3	38	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約1,500枚)であり、また、本件事案の他に、一週間ほど先行して開示請求がなされた案件も文書が著しく大量(関係行政文書:約6,500枚)であったことから、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。

○ 延長手続を探らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの（資料5）

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
内閣府	原子力災害対策本部等における行政文書の保有状況に関する文書	H23.12.15	H24.1.14	77	担当部局における窓口担当者が事務繁忙であり、事務処理が滞っていたため。	
内閣府	福島原子力発電所事故対策統合本部が開催した会議の議事録等	H24.1.6	H24.2.5	55	担当部局における窓口担当者が事務繁忙であり、事務処理が滞っていたため。	

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を過ぎているもの（資料6）

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかつた理由	備考
防衛省	(1)高知県香南市の陸上自衛隊第50普通科連隊について。 ①本来任務のための日常訓練内容。 ・曜日毎、月毎、季節毎の訓練内容、スケジュール。(要するに、学校の時間割のような日常の訓練プログラム。) ②災害救助のための日常訓練内容。 （a）災害救助を想定した、曜日毎、月毎、季節毎の訓練内容スケジュール。(要するに、学校の時間割のような日常の訓練プログラムの内、災害救助に関する訓練。 上記①に含まれるなら、災害救助訓練がどの部分かを明記してください。) （b）2010年4月1日から2011年3月31日の間(2010(平成22)年度)に行った回数、総時間。 （c）ただし、自治体主催による防災訓練に参加、協力したものは除く。	H23.4.4	H23.6.3	302	東日本大震災による災害派遣活動に従事し、通常態勢を整えるまでに時間を要し開示決定に係る事務処理を行うことが出来なかつたため。	
防衛省	(1)高知県香南市の陸上自衛隊第50普通科連隊について。 ④2011年3月31日現在の、車両、装備等の保有状況。 ・種類、それぞれの数量、等。	H23.4.4	H23.6.3	302	東日本大震災による災害派遣活動に従事し、通常態勢を整えるまでに時間を要し開示決定に係る事務処理を行うことが出来なかつたため。	

事例表

期限の特例規定適用事案関係

(資料 7)

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの（資料7）

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	懲罰簿(平成22年、ただし同年4月及び同年5月)(府中刑務所)	H22.6.15	H23.10.5	378	開示請求文書の総量が約45,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書208枚の内、すべてに不開示部分があった。また、他に文書量約15,000枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	「自弁書籍等審査表」(「図書、新聞審査検閲簿(検閲簿私本)」)(平成20年)(ただし、平成20年1月及び同年2月)(府中刑務所)	H22.6.15	H23.12.9	443	開示請求文書の総量が約45,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書189枚の内、すべてに不開示部分があつたため。また、他に文書量約15,000枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	「自弁書籍等審査表」(「図書、新聞審査検閲簿(検閲簿私本)」)(平成20年)(ただし、平成20年3月及び同年4月)(府中刑務所)	H22.6.15	H23.12.16	450	開示請求文書の総量が約45,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書216枚の内、すべてに不開示部分があつたため。また、他に文書量約15,000枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	「自弁書籍等審査表」(「図書、新聞審査検閲簿(検閲簿私本)」)(平成20年)(ただし、平成20年5月及び同年6月)(府中刑務所)	H22.6.15	H24.2.9	505	開示請求文書の総量が約45,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書166枚の内、すべてに不開示部分があつたため。また、他に文書量約15,000枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成20年「所内例規」(秋田刑務所)(達示)	H22.8.25	H23.10.14	378	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書509枚について、不開示部分を検討するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成20年「所内例規」(秋田刑務所)(指示)	H22.8.25	H23.10.17	381	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書564枚について、不開示部分を特定するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成21年「所内例規」(秋田刑務所)(「生活のしおり」を含む。)	H22.8.25	H23.10.18	382	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書635枚について、不開示部分を特定するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成22年「所内例規」(秋田刑務所)(平成22年8月25日現在までのもの)	H22.8.25	H23.10.19	383	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書364枚について、不開示部分を特定するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成20年「所内例規」(福島刑務所)(「未決拘禁者生活心得」を含む。)	H22.8.25	H23.10.21	385	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書531枚について、不開示部分を特定するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成21年「所内例規」(福島刑務所)(「受刑者生活心得」、「所内生活のしおり(受刑者)」を含む。)	H22.8.25	H23.10.21	385	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書883枚について、不開示部分を特定するのに時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成20年「所内例規」(福島刑務所)(「未決拘禁者生活心得」を含む。) 平成21年「所内例規」(福島刑務所)(「受刑者生活心得」等を含む。)	H22.8.25	H23.10.31	395	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書589枚の内、一部について不開示部分の判断に時間を要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
法務省	平成20年「所内例規」(秋田刑務所)(「受刑者生活心得」を含む。) 平成21年「所内例規」(秋田刑務所)(「生活のしおり」を含む。) 平成22年「所内例規」(秋田刑務所)(平成22年8月25日現在までのもの)	H22.8.25	H23.10.31	395	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書480枚の内、一部について不開示部分の判断に時間を要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成21年度「所内発行誌(職員向け)」(秋田刑務所) 平成22年度「所内発行誌(職員向け)」(秋田刑務所) 平成21年度「所内発行誌(受刑者向け)」(秋田刑務所) 平成22年度「所内発行誌(受刑者向け)」(秋田刑務所)	H22.8.25	H23.10.31	395	開示請求文書の総量が約6,000枚の大量請求であり、本件に係る開示文書130枚の内、一部について不開示部分の判断に時間要するとともに、他に文書量約1,200枚の請求もあり、業務多忙であったため。
経済産業省	平成21年度の省エネ法第15条に基づく定期報告書または、同法20条第3項に基づく確認調査結果報告書(いずれも第1種エネルギー管理指定工場に係る指定第1表及び第2表のみ)	H23.2.8	H24.3.14	400	複数の法人等(第三者)から提出された著しく大量の文書(約4,000工場)から成り、当該法人等に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要したため。
防衛省	「幕僚諸元」(海上自衛隊)。	H22.8.24	H23.12.14	477	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	「対特殊武器戦」の各課程(OCC、BOC、AOC、FOC)において、陸幕から参考配付された教育資料。	H22.10.4	H23.12.26	448	開示請求の対象となる行政文書が大量(約628枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	平成22年4月1日から10月6までの間に、尖閣諸島とガス田を含む東シナ海において実施した海上自衛隊の警戒監視活動の結果を示した報告書と、警戒監視活動において撮影した映像(動画及び写真)。	H22.10.7	H23.11.8	397	開示請求の対象となる行政文書が大量(約7,000枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

事例表

不服申立て事案の処理日数関係

(資料 8 ~11)

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの（資料8）

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定の債権回収株式会社に関する行政文書開示決定に対する異議申立事案	H22.5.28	H24.2.6	619	本件については、対象となる文書が数千枚に及ぶものであったことに加え、同時期に本件以外に2件の異議申立、2件の開示請求を受けており、いずれの事案においても対象文書が大部であったことなど、業務が著しく繁忙であったため、諮問までに日数を要した。
法務省	入国者収容所等視察委員会の概要に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.12.1	H24.2.13	439	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
法務省	入国者収容所等視察委員会の委員の任命に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.12.4	H24.2.13	436	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
法務省	入管法施行規則第19条第3項におけるいわゆる「取次者」の全国総数に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H23.1.1	H23.8.25	236	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
法務省	在留資格認定証明書交付申請に関する概要書に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H23.2.23	H23.9.20	209	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
法務省	処分説明書の一部開示決定処分に関する件	H22.11.30	H23.5.12	163	不服申立て事務担当職員が、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局で受理した開示請求に関する事務及び他の業務（個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与関係事務等）を兼務し、著しく多忙であったため。
法務省	行政文書不開示決定に対する審査請求	H23.4.7	H23.11.18	225	口頭意見陳述の機会の手続きの実施に当たり、申立人との日程調整により、7か月を要したため。
外務省	「秘密文書外部回付（配布）許可願」において許可の対象となった文書の全て。	H17.7.12	H24.3.12	2,435	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	在米日本国大使館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書	H21.5.29	H24.1.4	950	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年4月～8月分の報償費のすべての支出に関わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて	H22.1.18	H24.1.4	716	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	開示請求番号：2006-00884の開示実施手数料の過納分（￥10円）の処理にかかる文書の全て。	H22.6.23	H23.8.3	406	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	いわゆる「密約」問題に関する調査報告書が公開された特定文書が収録されているファイル名を開示されたい。	H22.7.28	H23.7.12	349	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
外務省	いわゆる「密約」問題に関する調査報告書】が公開された特定文書が収録されているファイル名を開示されたい。	H22.7.28	H23.7.22	359	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	開示実施手数料の過納分の処理を定めた規則の全て。	H22.8.13	H23.8.3	355	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「衆議院予算委員会要求資料(日本共产党ー第2回提出分)(各省共通分・外務省分)」に掲載されている(外務省分)件名を電磁的記録化したもの。	H22.8.13	H23.11.15	459	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成22年06月28日付情報公開第01016号にかかる決裁関連文書の全て。	H22.9.8	H23.8.3	329	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成22年06月28日付情報公開第01017号にかかる決裁関連文書の全て。	H22.9.8	H23.8.3	329	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	別紙「異議申立書」の取扱いに関する関連文書の全て。	H22.9.8	H24.2.21	531	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「現時点で対象となる文書」(外交記録公開推進委員会第1回会合の開催)の件名一覧	H22.11.12	H23.6.22	222	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外交記録公開推進委員会第2回会合において検討対象となった外交記録文書の件名一覧	H22.11.12	H23.6.22	222	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	日中首脳会談において菅総理が「尖閣列島は我が国固有の領土であって、この地域に領土問題は存在しないという基本的立場を明確に伝えた」ことを示す会談記録	H22.12.27	H23.4.8	102	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「現時点で対象となる文書が約22,000冊」(外交記録公開推進委員会第1回会合の開催)の算定の根拠となった文書の全て。	H23.1.19	H23.6.22	154	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「約870ファイル」(外交記録公開推進委員会第2回会合の開催)の算定の根拠となった文書の全て。	H23.1.19	H23.6.22	154	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「1969年の国際情勢の見とおし」。	H23.1.19	H23.8.16	209	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成22年度(行情)答申第50号において探索特定を求められた文書の全て。	H23.2.10	H23.11.9	272	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「『極東』及びいわゆる『極東の周辺地域』に関する想定問答集」。	H23.3.3	H23.6.16	105	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「外交記録文書ファイル、約600冊」の件名一覧	H23.3.8	H23.8.4	149	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「外交記録公開推進委員会第3回会合」の庶務担当部局が、同第3回会合に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H23.4.8	H23.7.26	109	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「日米安保条約第六条(「極東条項」)の考え方」を掲載している資料集。	H23.5.6	H23.8.5	91	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「8月作成の『基本編』及び『応用編』に該当するもの全て。	H23.5.6	H23.8.19	105	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
文部科学省	高等学校等修学支援金の支給に関する検討会議の委員名不開示案件	H23.5.12	H23.9.5	116	対象文書を所管する担当課において、所管業務が著しく多忙であったため
厚生労働省	平成21年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H22.6.23	H24.2.17	604	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
厚生労働省	大阪労働局が特定日に行った労働者派遣事業関係指導監督記録等の一部開示決定に関する件	H22.5.19	H23.12.12	572	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度行開8件・個開2件、23年度行開7件・個開2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	岸和田労働基準監督署管内における特定労働者の年度別死者者数に係る文書の不開示決定に関する件	H22.4.9	H23.4.1	548	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。 加えて、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかつたため。
厚生労働省	特定歯科に係る保険医療機関廃止届等の一部開示決定に関する件	H22.3.30	H23.9.29	548	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	大阪労働局が特定月に行った労働者派遣事業関係指導監督記録の一部開示決定に関する件	H22.5.19	H23.11.9	539	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度行開8件・個開2件、23年度行開7件、個開2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社が東京労働局長に報告した情報流出事項に関する報告書等の一部開示決定に関する件	H22.3.12	H23.8.30	536	不服申立人は同一の開示対象文書について他省庁に対しても異議申立てを行っており、他省庁との調整に時間を要したこと、また、対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申し立てについて並行作業とせざるを得なかつたため。(22年度行開21件・個開3件、23年度行開10件・個開4件)
厚生労働省	群馬労働局が特定期間に行った偽装請負に係る指導勧告書等の不開示決定に関する件	H22.4.30	H23.9.29	517	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度行開8件・個開2件、23年度行開7件、個開2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間の特定医業停止処分者に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.12.16	H24.3.30	470	対象文書を所管する担当課室において、情報公開請求や不服申立が集中したこと(22年度:開示請求5件、不服申立て4件、23年度:開示請求17件、不服申立て1件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社に対する行政指導関係文書の一部開示決定に関する件	H22.4.5	H23.4.26	468	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。 加えて、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかつたため。
厚生労働省	保険指導医の名簿の一部開示決定に関する件	H22.1.6	H23.4.19	468	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	指導監査実施状況報告書の一部開示決定に関する件	H22.7.15	H23.10.24	466	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定日に開催された医師法及び歯科医師法上の行政処分に係る文書の一部開示決定に関する件	H23.1.18	H24.3.30	437	対象文書を所管する担当課室において、情報公開請求や不服申立が集中したこと(22年度:開示請求5件、不服申立て4件、23年度:開示請求17件、不服申立て1件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件	H22.5.17	H23.6.22	401	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。 加えて、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかつたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
厚生労働省	特定日に開催された医師法及び歯科医師法上の行政処分に係る文書の一部開示決定に関する件	H23.3.8	H24.3.30	388	対象文書を所管する担当課室において、情報公開請求や不服申立が集中したこと(22年度:開示請求5件、不服申立4件、23年度:開示請求17件、不服申立1件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間の特定医業停止処分者に係る文書の一部開示決定に関する件	H23.3.8	H24.3.30	388	対象文書を所管する担当課室において、情報公開請求や不服申立が集中したこと(22年度:開示請求5件、不服申立4件、23年度:開示請求17件、不服申立1件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社の労働者派遣事業にかかる許可申請書、許可更新申請書、計画書の一部開示決定に関する件	H23.3.11	H24.2.17	343	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度行開8件・個開2件、23年度行開7件・個開2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定労働基準監督署が行った調査の調査結果に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.5.31	H23.4.1	305	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。 加えて、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	鹿沼労働基準監督署が特定月に特定会社に対して行った是正勧告書に関する監督復命書の不開示決定に関する件	H23.3.28	H23.12.22	269	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開9件・個人情報25件、23年度:情報公開16件・個人情報6件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	ダイオキシンに関する届出書類等の一部開示決定に関する件	H22.9.8	H23.5.30	264	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。 加えて、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	平成22年度第4回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H23.6.13	H24.2.17	249	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件	H22.9.28	H23.5.26	240	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	「判決の言渡しについて」等の一部開示決定に関する件	H22.10.28	H23.6.17	232	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報29件、23年度:情報公開6件・個人情報29件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
厚生労働省	「化学物質に関する個別症例検討会」に参考された委員の履歴書等の一部開示決定に関する件	H23.1.24	H23.8.12	200	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報29件、23年度:情報公開6件・個人情報29件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	中央労働基準監督署の特定年度の「他局署調査依頼・回答綴」(表紙から裏表紙まで一式)の一部開示決定に関する件	H23.8.15	H24.2.23	192	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報29件、23年度:情報公開6件・個人情報29件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	中央労働基準監督署の特定年度の「外部からの調査依頼に対する回答綴」(表紙から裏表紙まで一式)の一部開示決定に関する件	H23.8.15	H24.2.23	192	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報29件、23年度:情報公開6件・個人情報29件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「社会保険労務士試験委員の選任に関する届出について」の一部開示決定に関する件	H22.12.6	H23.5.30	175	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開9件・個人情報25件、23年度:情報公開16件・個人情報6件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	一般用医薬品販売制度定着状況調査提案書の一部開示決定に関する件	H22.12.27	H23.5.26	150	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	大阪労働局長が特定事業場に対して雇用指導した行政文書の不開示決定に関する件	H23.7.21	H23.12.12	144	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(23年度行開7件・個開2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	公益通報に係る通報対象事実整理票の開示決定に関する件	H23.3.23	H23.7.19	118	対象文書を所管する担当課において、主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名が、複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定医薬品が副作用救済給付の原因医薬品と決定された根拠資料等の一部開示決定に関する件	H23.5.30	H23.9.22	115	開示請求案件(23年度約4,400件)及び23年度上半期における不服申立ての諮詢中の案件が20件超が多く、それが特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	平成11年度第3回副作用第一調査会以前に開催された小委員会に係る開催通知等の不開示決定に関する件	H23.2.1	H23.5.26	114	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	特定会社の産業医の選任届出に関する文書の一部開示決定に関する件	H23.3.1	H23.6.15	106	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開10件・23年度:情報公開6件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	病院建物の建設工事計画届の不開示決定に関する件	H23.7.19	H23.11.1	105	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	薬事法等一部改正法に係る決裁文書等の一部開示決定に関する件	H23.3.23	H23.6.30	99	開示請求案件(23年度約4,400件)及び23年度上半期における不服申立ての諮詢中の案件が20件超多く、それが特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	一般用医薬品販売制度定着状況調査提案書の一部開示決定に関する件	H23.2.18	H23.5.26	97	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	職業能力開発専門調査員規程等の一部開示決定に関する件	H23.12.9	H24.3.12	94	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(平成23年10月～平成24年1月の間に情報公開4件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	中央労働基準監督署の平成17年度保存期間経過後廃棄行政文書ファイル台帳の不開示決定に関する件	H23.7.26	H23.10.25	91	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申し立てについて並行作業とせざるを得なかつたため。(22年度行開21件・個開3件、23年度行開10件・個開4件)
厚生労働省	東京労働局労災補償課の平成17年度保存期間経過後廃棄行政文書ファイル台帳の不開示決定に関する件	H23.7.26	H23.10.25	91	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申し立てについて並行作業とせざるを得なかつたため。(22年度行開21件・個開3件、23年度行開10件・個開4件)

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
中央労働委員会	検察官に通知した労働組合法違反につき起訴若しくは不起訴の連絡を受けたことを統計的にまとめた文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H23.1.4	H23.7.5	182	情報公開担当(窓口)課の担当者(1名)が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
農林水産省	家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回から第15回までの議事録(宮崎県における口蹄疫発生に関する審議)	H22.12.20	H23.4.15	116	対象文書を所管する担当課において、当該期間中に頻発した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応に係る業務により著しく多忙であったため。
国土交通省	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関して海上保安庁職員が撮影したビデオ映像の不開示決定に関する件	H23.2.14	H23.12.26	315	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したため。また、関係部署との意見調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	行政文書ファイル管理簿(平成20年度鉄道局分)の開示決定に関する件(文書の特定)	H22.9.9	H23.6.3	267	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が7件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	公共用財産で財務部局長が淀川事務所長であることを担保する文書の不開示決定に関する件	H22.6.28	H23.4.14	290	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との調整等、対応方法の検討に諮詢する直前まで時間を要したため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定地番特定国道沿いの特定年月日の土砂崩れに係る行政相談に関する文書の一部不開示に関する件	H22.5.25	H23.4.14	324	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	運輸審議会会議資料(特定電鉄等運賃認可)の一部開示決定に関する件 H22国広情第311号	H23.1.14	H24.3.26	437	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に諮詢する直前まで時間を要していたため。
国土交通省	クレーン事故報告書に係る文書の一部不開示決定に関する件	H21.9.16	H23.9.9	723	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討が必要であり、また、同種の開示請求との整合性を検証するため諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定国立公園の用地買収に係る一部不開示決定に関する件	H21.10.30	H23.8.16	655	原処分後、処分庁において追加開示を行うまでに時間を使い、その後、不服申立て担当課(原課)において不服申し立て人に対して審尋を行い、その内容確認等に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	「旧建設省」と「特定法人(又は特定個人)」とで、文書上、争った「相互の文書」に関する不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.9.5	H24.2.10	141	不服申立て担当課(原課)において、異議申立書で不明な点について審尋を行ったこと、また、原処分の不開示決定に係る理由について情報公開窓口と修正するか検討に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定川流域調節池事業の建設大臣認可図書及び関連資料	H23.5.19	H24.3.14	300	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の内容確認及び情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	道路法線の変更要望に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.2.12	H23.4.11	423	不服申立て担当課(原課)において、原処分についての精査及び事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定道路交通分析検討業務報告書及び業務計画書の一部不開示決定に関する件	H22.3.18	H23.5.31	439	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	便益計算に用いられた周辺道路及び車種別台数に関する文書の存在に関する件	H22.3.18	H23.5.31	439	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
国土交通省	特定地区改良工事契約図書等の一部開示決定に関する件	H22.8.4	H23.4.28	267	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び対応方法の検討に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定地区改良工事のマニフェストの不開示決定(不存在)に関する件	H22.8.4	H23.4.28	267	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要したこと及び対応方法の検討に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	交通量調査結果等の一部開示決定に関する件	H22.10.27	H23.5.20	205	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	用地境界フェンスに係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H22.11.22	H23.4.14	143	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定日付特定道路用水路補修工事について(回答)等の一部開示決定に関する件	H23.5.2	H23.9.7	128	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	銘板プレート設置年月日が判る公文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.8.2	H24.3.9	220	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に諮詢する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定建築物に係る調査報告書等の一部開示決定に関する件	H20.12.26	H23.8.26	973	不服申立て担当課(原課)が構造計算書偽装問題他、建築基準法令等に係わる各種対応により著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成16年度及び19年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成14年度及び16年度～20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成14年度～16年度、19年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成15年度、19年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成15年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成18年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.9.1	H24.3.26	937	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に諮詢する直前まで時間を要したため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
国土交通省	特定事業者の線路使用料に関する協定書等の一部開示決定に関する件	H21.11.11	H23.6.27	593	不服申立て担当課(原課)において、利害関係者との意見調整に諮詢する直前まで時間を要したため。また、福知山線列車事故調査に係る情報漏えいへの対応、北総線に係る線路使用料及び運賃に関する訴訟対応など所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	事故速報(平成18年度)の一部開示決定に関する件	H22.7.20	H23.11.9	477	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が平成7年度に発出した通達に係る文書の不開示決定に関する件	H21.8.14	H23.7.12	697	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が平成11年度に発出した通達(起案文書を含む)に係る文書の一部開示決定に関する件	H21.9.1	H23.7.12	679	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄道部に係る保安監査会議の議事録等の一部開示決定に関する件	H22.2.16	H23.11.21	643	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成19年度保安監査会議資料(第78回～第86回の配布資料。会議一覧・綴り表紙を含む。)の開示決定に関する件(開示資料以外の資料の存否)	H22.4.9	H23.11.21	591	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	平成20年度保安監査会議資料(第87回～第97回の議事録・配布資料。会議一覧・綴り表紙を含む。)の開示決定に関する件(開示資料以外の資料の存否)	H22.4.9	H23.11.21	591	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	船員法第19条の規定に基づく報告書の一部開示決定に関する件	H23.2.14	H23.6.27	133	対象文書を所管する担当課において、船員法改正関係業務及びその他個別案件対応等に著しく多忙であったため。
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像	H23.2.9	H23.11.2	266	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像	H23.2.9	H23.11.2	266	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像	H23.2.9	H23.11.2	266	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像	H23.2.9	H23.11.2	266	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像の保管や複写等に関する記録	H23.2.9	H24.2.28	384	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像の保管や複写等に関する記録	H23.2.9	H24.2.28	384	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像の保管や複写等に関する記録	H23.2.9	H24.2.28	384	全府的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの

行政機関名	件名	受付年月日	諮詢した日	要した日数	90日以内に諮詢できなかった特段の事情
海上保安庁	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関するビデオ映像の保管や複写等に関する記録	H23.2.9	H24.2.28	384	全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	特定の巡視船の航海日誌	H23.2.9	H24.3.26	411	全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	特定の無線局の無線業務日誌	H23.2.9	H24.3.26	411	全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	特定の管区本部に所属する職員の公務災害に関する記録	H23.2.9	H23.11.1	266	全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
海上保安庁	特定の管区本部に所属する職員の公務災害に関する記録	H23.2.9	H23.11.1	266	全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行っており、また、同様の事案に係る不服申立てが同一の主務課に集中したため、業務繁忙となり諮詢準備が整わなかったもの
防衛省	「陸上自衛隊がイラク・サーマーでの人道復興支援活動中に、現地で制作・発行・配布した新聞等の広報資料」に係る行政文書	H21.9.17	H21.12.18	92	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「記者クラブ勉強会等」に該当する全文書(対象期間:2010年1月1日～3月末日)。*電子データが存在する場合は電子データを希望。」に係る行政文書	H22.5.6	H22.8.5	91	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「特殊作戦群部隊運用要領(案)。」に係る行政文書	H23.1.5	H23.4.6	91	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「将来の特殊部隊の運用態勢のあり方(案)。」に係る行政文書	H23.1.5	H23.4.6	91	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	日米安全保障委員会(2011年6月開催)に関する「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている行政文書の全て。	H23.8.9	H23.11.21	104	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「陸上自衛隊監部学校が所蔵する課程教育や研修のため作成又は資料について実施している選別及び整理保管状況をとりまとめた全文書(自衛隊私的サークルが発行する定期刊行物[例『富士』等]が確認できる所蔵リスト)。*電磁的記録が存在すれば、それを希望。」に係る行政文書	H22.10.13	H23.3.31	169	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	施設科記事(平成17年5月号)	H22.10.27	H23.3.31	155	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから既に90日超を経過しているもの（資料9）

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	セカンダリ審査の実施に関する事務連絡及び引渡し基準等の開示文書に対して不開示処分を不服とするもの	H22.7.9	631	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	平成22年に西日本入国管理センターから発出された開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.9.13	565	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」に係る通知・通達、事務連絡に関する開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H23.3.7	390	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	福岡局によって行われた立ち入り調査に関して不開示処分を不服とするもの	H23.9.21	192	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	入国・在留審査要領の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H23.10.11	172	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	難民認定事務取扱要領の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H23.11.9	143	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務（情報セキュリティに関する事務、出入（帰）国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務）を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。	
法務省	帰化事件処理要領の不開示決定に対する不服申立て	H23.1.4	452	書類を追送する旨連絡してきた不服申立人の意向に配慮し、当人了解の上、追送があるまでの間、処理を保留していたため。	
法務省	職員処分にかかる文書一式の一部開示決定処分に関する件	H20.2.18	1,503	不服申立て担当者1名で事務処理を行っているところ、同担当者の他の業務（個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与関係事務等）が著しく繁忙であったため。	
法務省	障害者任免状況通報書（平成19年度）の一部開示決定処分に関する件	H20.2.18	1,503	不服申立て担当者1名で事務処理を行っているところ、同担当者の他の業務（個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与関係事務等）が著しく繁忙であったため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書（特定公館、特定期間）。【計8件】	H16.2.10	2,972	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の沖縄米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切（空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ）。	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題。	H16.6.21	2,840	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	2,744	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。（ほか1件）【計2件】	H17.2.28	2,588	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)。	H17.2.28	2,588	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係。	H17.2.28	2,588	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版。	H17.5.27	2,500	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)。	H18.5.29	2,133	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書【計2件】	H18.8.17	2,053	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	2,020	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策のすべて	H18.9.25	2,014	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定国会議員に関する特定公館での会計関連文書。【計2件】	H18.9.28	2,011	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米繊維協議 1970年11月1日	H19.3.28	1,830	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省が特定期間に消費した、ワインの本数、金額、銘柄、消費理由に関する資料。	H20.1.31	1,521	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書。【計10件】	H21.5.29	1,037	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省と米大使館との間の、砂川事件の裁判に関する協議にかかる文書すべて。	H21.7.8	997	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年9月分および10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて【計2件】	H22.3.19	743	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年11月分および12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて【計2件】	H22.5.27	674	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて【計2件】	H22.6.18	652	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	AOC平成15年12月8日付文書「契約調達に係る調停結果の送付について」に記載されている承認の文書の開示を請求致します。	H22.7.12	628	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて【計2件】	H22.8.30	579	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.9.27	551	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.8	540	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年2月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.29	519	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.11.4	513	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.11.4	513	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.12.17	470	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年9月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.4	421	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.4	421	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.28	397	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.4.22	344	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.5.20	316	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年2月分及び3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.8.2	242	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外交記録公開推進委員会第4回会合において報告・検討の対象となった外交記録文書ファイルの件名一覧。	H23.8.29	215	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
厚生労働省	特定者が特定区域で働いた件の調査結果に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.5.17	684	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開27件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件、23年度:情報公開16件・個人情報6件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	特定会社の特定工場におけるアスベストに関する情報、資料、調査に関する文書の一部開示決定に関する件	H23.1.12	444	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報29件、23年度:情報公開6件・個人情報29件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H24.4.2審査会へ諮問
厚生労働省	平成19年度鳥取県指導対象医療機関等選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H23.10.14	169	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	医療指導監査業務等実施要領(指導編)、同(法令編)等の一部開示決定に関する件	H23.10.21	162	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	四国厚生支局長が、特定日に実施した行政文書不開示処分に関する件	H23.11.9	143	対象文書を所轄する担当課において、情報公開に係る事案が集中したこと(開示請求178件、不服申立て17件)。 この他、地方厚生(支)局への開示請求に係る協議も担当しており、更に所管業務についても著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録の一部開示決定に関する件	H23.12.26	96	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討を要するため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	尖閣諸島沖中国漁船衝突事案に関する映像記録に係る複製、編集等に係る文書の一部開示決定に関する件	H23.2.14	411	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	関東運輸局総務部及び鉄道部門に関する行政文書ファイル管理簿に登載されていない行政文書の書誌的情報の一切の不開示決定に関する件	H22.4.27	704	不服申立て担当課(原課)において、所管業務(公文書管理法施行初年における新たな規則の制定・運用実施等)の対応で著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定地番の公衆用道路に係る文書の不開示決定に関する件	H21.9.28	915	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であるため。	
国土交通省	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.25	1,890	不服申立て担当課(原課)において、第3者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第3者機関及び担当整備局を含む関係部局の意見を確認し慎重な検討が必要であり、また、関係部局との意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.29	1,886	不服申立て担当課(原課)において、第3者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第3者機関及び担当整備局を含む関係部局の意見を確認し慎重な検討が必要であり、また、関係部局との意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定工事設計書のうち、1次単価表参考資料の不開示決定に関する件	H21.6.10	1,025	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H22.8.27	582	不服申立て担当課(原課)において、開示可否について慎重な検討が必要であり、また、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	建設資材価格特別調査業務報告書の一部開示決定に関する件	H23.1.31	425	不服申立て担当課(原課)において、開示可否について慎重な検討が必要であり、また、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路の工事続行に関し、請負会社と交わした合意書等の一部開示決定に関する件	H23.3.4	393	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人との調整に時間を要しているため。また、工事契約統計資料の作成等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	建設業法に基づく報告聴取文書及び同文書により関係建設会社から報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H20.11.5	1,242	処分庁における原処分の見直し、追加開示を行ったことをもって諮問をする予定であるため。また、不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.14	1,783	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネルに関する交渉記録、関係書類、担当者の引き継ぎ書の一部開示に関する件	H22.2.16	774	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定川施設廃止に関する文書の一部開示決定に関する件	H22.3.2	760	開示可否を精査すべき情報が膨大(補償額算定関係資料約2000枚)であり、不服申立て担当課(原課)において対応の検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定年月日付け「宅地建物取引業法違反について」で照会したことについての職務遂行に係る情報の一切の不開示決定の件	H23.11.15	137	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との調整に時間を要しているため。また、宅地建物取引業法に係る相談及び指導監督業務、「規制・制度改革に係る方針」(閣議決定)に関する作業並びにその他の行政文書の開示請求に係る作業など、担当部署の所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定法人が、同社に対して国民からの関東地方整備局への苦情に基づき貴局へ提出した報告書等の不開示決定の件	H23.10.4	179	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検討等に時間を要しているため。また、担当部署が所掌している宅地建物取引業法に係る相談及び指導監督等の業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定法人が、同社に対して国民からの関東地方整備局への苦情に基づき貴局へ提出した報告書等の不開示決定の件	H23.10.4	179	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検討等に時間を要しているため。また、担当部署が所掌している宅地建物取引業法に係る相談及び指導監督等の業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定ダムに係する特定水系河川整備検討委員会を第三者機関とする認識だったのかを証明する文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.20	255	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の内容確認及び情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	土地売買契約書 平成13年度に特定個人が豊岡河川国道事務所に土地を売却した契約書の不開示決定処分に関する件	H23.8.4	240	不服申立て担当課(原課)より処分庁への原処分の内容確認及び情報公開窓口を含む関係部署間の意見調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定水系における水資源開発基本計画 説明資料に関する開示決定処分(全部開示)に関する件	H23.8.16	228	処分庁における原処分の見直し、追加開示を行ったことをもって諮問をする予定であるため。また、当該追加開示について審査請求が提起されたことを受け諮問する予定であるため。	
国土交通省	未完成の巨大堤防に係る不開示(不存在)決定の件	H23.11.28	124	不服申立て担当課(原課)において、処分庁への原処分の内容確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事件番号 行政文書一部開示決定取消等請求事件の判決に係る一部開示決定の件	H23.12.19	103	処分庁における原処分の見直し、追加開示を行ったことをもって諮問をする予定であるため。	
国土交通省	特定道路危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.11	1,725	関係資料すべてについて、東京地検に押収されており、該当する資料が不在のため。	
国土交通省	特定トンネルに関するすべての情報に係る文書の一部開示決定に関する件	H20.5.13	1,418	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路工事に関する文書(不動産鑑定評価書、時点地価修正率算定調書等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	403	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定道路工事に関する文書(補償調書、評価説明書等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	403	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定環状南線の特定区間のトンネルに50M×50Mの開口部を設けた際の設計資料一式の不存在に関する件	H23.4.27	339	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定町丁目特定番地特定号西の公用廃止水路の現況と同地所確定図く昭和63年作図のもの>とがマッチングとの精査実施と証明出来る行政文書の不開示決定に関する件	H23.5.2	334	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番における特定道路一般部の本復旧工事及び特定共同溝立坑(TB)に関する工事に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.8	267	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定市特定町丁目特定番地地先における水路移設工事の趣旨、目的或いは細かい移設工事仕様書等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.11	264	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	ポストコーンの設置目的に係る不開示(不存在)決定の件	H23.12.19	103	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	建築士事務所立入指導調査の一部不開示決定に関する件	H22.9.22	556	不服申立て担当課(原課)において、平成18年建築士法改正及び改正に伴う管理建築士講習等に関する業務が著しく繁忙であることから、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事件番号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関であるから受けた文書の不開示決定に関する件	H19.5.1	1,796	不服申し立て担当課が建築基準法令等の改正及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書の一部開示決定に関する件	H20.11.7	1,240	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを隨時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.10	933	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを隨時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.10	933	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを隨時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.10	933	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.11	932	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.10.14	899	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.11.12	870	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第1号に関する文書の不開示決定に関する件	H22.3.12	750	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第2号に関する文書の不開示決定に関する件	H22.3.12	750	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定物件に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.6	1,942	不服申立て担当課が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	国土交通大臣指定の指定確認検査機関による共同住宅建築計画の確認処分が東京都建築審査会の裁決により取り消されたことについて報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H23.8.1	243	不服申立て担当課(原課)において、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しを現在まで逐次行っており、その対応等により著しく繁忙であるため。	
国土交通省	移管記録の廃棄に関する記録の不開示決定に関する件	H23.7.20	255	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が10件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定課等の復命諸等の開示決定の件	H23.8.26	218	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が10件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定課等の復命書以外の文書の不開示開示決定の件	H23.8.26	218	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が10件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局鉄道部特定課等の平成17年度起案簿の全部開示決定に関する件	H23.12.22	100	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が10件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	平成20年与党PT提出特定鉄道貸付料試算資料の一部開示決定に関する件	H22.11.15	502	不服申し立て担当課(原課)が国鉄債務等処理法等の一部改正に係る各種作業(国会審議対応、政省令準備等)や整備新幹線新規着工に係る各種作業(審議会等の各種会議準備、着工5条件の確認手続き等)により、著しく繁忙であるため。 また、開示可否を精査すべき文書が大量であり、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定鉄道にかかる鉄道線路使用条件設定認可書等の一部開示決定に関する件 H22国広情第96号	H22.7.27	613	不服申立て担当課(原課)において、他の不服申立て事業が1件あり、また、北総線に係る線路使用料及び運賃に関する訴訟対応、東日本大震災に伴う電力不足への対応、帰宅困難者問題への対応など所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局の行政文書ファイル管理簿のうち鉄道部特定課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等(延長分)」に関する部分の全部開示決定に関する件	H23.11.17	135	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局鉄道部特定課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等(延長分)」等の不開示決定に関する件	H23.11.17	135	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅の鉄道施設変更認可書等の一部開示決定の件	H23.8.26	218	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び震災関連の業務に係り、著しく繁忙なため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅の信号施設変更等に関する鉄道施設変更認可申請書等の不開示決定の件	H23.8.26	218	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び震災関連の業務に係り、著しく繁忙なため。	
国土交通省	平成21年度ATS調査報告等の一部開示決定に関する件	H23.11.17	135	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び震災関連の業務に係り、著しく繁忙なため。	
国土交通省	平成20年度以前のATS調査報告等の不開示決定に関する件	H23.11.17	135	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び震災関連の業務に係り、著しく繁忙なため。	
国土交通省	保安連絡会議資料(平成17年度)の一部開示決定に関する件	H22.7.20	620	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事業が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	鉄道部特定課の行政文書ファイル「起案簿(平成11年)」の不開示決定(不存在)に関する件	H22.2.16	774	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事業であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定鉄道事業者に対する特別監査等に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.2.16	774	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事業であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定鉄道会社に係る平成18年度分の保安監査関連文書の不開示決定に関する件	H22.6.29	641	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事業であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	平成17年度以前に開催された保安監査会議の議事録等の不開示決定に関する件	H22.6.29	641	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事業であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	行政文書ファイル「保安連絡会議資料 平成17年度」にまとめられた資料等11件の一部開示決定に関する件	H23.12.14	108	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事業が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	鉄道局特定室の行政文書ファイル「平成17年度起案綴り」の一部等を不開示とした件	H23.12.14	108	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事業が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	平成21年9月30日に中国運輸局が公示したタクシー自動認可運賃の算出根拠の開示を求める件	H22.4.12	719	不服申立て担当課(原課)において、原処分の内容等を精査し、対応方法を慎重に検討していること及び訴訟事案31件(地方運輸局30件、当課1件)に係る訟務事務のほか、その訴訟事案中、一審で国側が敗訴した事案への対応等により、著しく繁忙であることから、時間を要しているため。	
国土交通省	指定整備事業者の監査結果等の不開示決定に関する件	H21.9.18	925	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	事業者が支局に提出した指定整備記録簿と精算書の行政文書(照合結果報告)の不開示決定に関する件	H21.11.18	864	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	指定自動車整備事業者監査結果報告書に関連する中部運輸局三重運輸支局記作成書面の不開示決定に関する件	H21.12.21	831	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	指定自動車整備事業者が作成した報告書において、特定の支店における受理簿未記載精算(架空整備・架空請求)に関わる行政庁としての処分を行った行政文書の不開示決定に関する件	H22.3.30	732	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	特定事業者の監督等を行う運輸支局が当該事業者の主張を認めた根拠となる証拠物件等の不開示決定に関する件	H22.6.3	667	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	特定会社が行った特定営業所以外の全ての営業所に関する調査の報告書等の不開示決定に関する件	H22.7.14	626	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する聞き取り内容を記載した回覧文書等を不開示とした件	H23.6.15	290	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する文書の不開示決定に関する件	H23.7.19	256	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が約15件集中し、当該不服申立て事案15件は関連しており、一連の対象文書が約120文書あり、確認に時間を要している。	
国土交通省	復原性計算書等の不開示決定に関する件	H22.8.16	593	不服申立て担当課(原課)において、原処分に関する関係者への事実確認、開示によって生じる影響の検討等に時間を要しているため。	
国土交通省	客室乗務員情報流出事故関連再調査に関する報告書の一部開示決定に関する件	H22.3.12	750	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討を要するとともに、所掌業務(日本航空再建問題、規制緩和への対応等)が極めて繁忙であるため。	
海上保安庁	特定の管区本部に所属する巡視船の航海日誌	H23.2.9	416	主務課を中心として、全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行ったため諮問準備が整わなかったこと及び主務課の業務繁忙のため	
海上保安庁	特定の管区本部に設置される無線局の無線業務日誌	H23.2.9	416	主務課を中心として、全庁的に長期間にわたり東日本大震災への対応を行ったため諮問準備が整わなかったこと及び主務課の業務繁忙のため	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.10.17	166	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.10.17	166	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.10.24	159	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー38)。(その14~その17)(その14)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー38)。(その14~その17)(その15)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー38)。(その14~その17)(その16)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー38)。(その14~その17)(その17)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー37)。(その7~その13)(その7)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(要求番号:分ー4ー22ー37)。(その7~その13)(その12)	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(その3)(支出負担行為担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(その5)(支出負担行為担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国语翻訳」(その4)(支出負担行為担当官 防衛省情報本部 会計課長)。	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	主要国におけるサイバー攻撃への取り組みの動向に関する調査研究。	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「英語資料の邦訳」(調達番号:Iー052)の成果品。*部内資料の形に整えられた物があればそちらを希望。また行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表でいう「七 電磁的記録」があればそちらを希望。	H23.10.31	152	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「中台政治作戦－中国の三戦(輿論戦、心理戦、法律戦)と台湾の反三戦」。	H23.11.2	150	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「制度としての日米同盟」。	H23.11.2	150	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成21年度調査研究のうち開示請求番号:2010.10.5ー本本D609で特定された以降のもの全て(完成されていないものは中間報告でも可)。*電子データが存在する場合は、それを希望。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「アフガニスタン国際治安支援部隊(ISAf)による安定化作戦」。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「大量破壊兵器等の拡散防止に向けた防衛省・自衛隊の貢献」。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所戦史部が企図したオーラル・ヒストリーの刊行物に該当するもの全て。*電子データが存在すればそれを希望。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2011年7月1日~9月末日)。*行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令」第15条に基づき、原子力災害派遣実施部隊の長から防衛大臣が受領した「報告」に該当するもの全て。	H23.11.8	144	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「防衛法制の比較研究－日本と欧米主要国－」。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「我が国の安全保障を見据えた防衛装備品の共同研究開発のあり方」。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「旧ソ連中央アジア諸国の移民問題: 安全保障論の観点から」。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「軍事的能力の数量化手法と周辺諸国の軍事バランスの変化の研究」。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「防衛法制」の各課程(OCC、BOC、AOC、FOC)において、陸幕から参考配付された教育資料。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2011年8月発行分。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	137	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「北朝鮮の弾道ミサイルと我が国の安全保障: 技術的・拡散的・外交的・複合的脅威の評価と対策に関する試論」。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年8月分)及び当該記事一覧。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空安全会議資料」。 *開示対象文書は2006. 10. 10～送請235と同じ。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	学習資料「国際人道法」。 *最新改訂版があればそちらを希望。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	学習資料・想定「特定作戦想定」。 *最新改訂版があればそちらを希望。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	第4施設団命題訓練「Q権限下における、1コECoによる原子力発電所の防護要領」に関する全文書。 *開示対象文書は、2005. 9. 15～送請176と同じ。	H23.11.22	130	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「英語資料の邦訳」(調達番号:I-052)の成果品。 *部内資料の形に整えられた物があればそちらを希望。また「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があればそちらを希望。	H23.11.25	127	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊幹部学校において作成する教材目録」「陸上自衛隊教材取扱要領」に関する通達(昭和37年7月23日 陸幕発第256号)第16条]に該当する物全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。「最新版を希望」	H23.12.13	109	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「陸上自衛隊富士学校において作成する教材目録」「陸上自衛隊教材取扱要領」に関する通達（昭和37年7月23日 陸幕発5第256号）第16条]に該当する物全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.13	109	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。(1～3月末)	H23.12.13	109	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。(4～9月末)	H23.12.13	109	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「抑留資格認定業務の参考(捕虜等取扱い)」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	102	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「出動自衛官による拘束措置及び指定部隊長による確認措置(被拘束者の取扱い)」。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	102	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の「平成22年度調査研究実施報告書」(2010.10.5-一本本B609と同様の性格の文書で平成22年度のもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	102	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	航空自衛隊幹部学校において平成23年度に実施する調査研究等について定めた文書。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	102	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの)において使用された「教材」(平成21年統合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」第13条)の全て(統合幕僚学校及び統合幕僚監部が保有するもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(28)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(29)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(30)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(31)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(32)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(33)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(34)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(35)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(36)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(37)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(38)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(39)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(40)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(41)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(42)	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「『それぞれ関係する部局が、それぞれの所掌にのっとり』遂行」(平成22年(行情)諮問第518号にかかる理由説明書)するにあたって「当該業務」(同上)に関して行政文書ファイルに纏めた文書の全て(2010. 12. 6一本B8 03で特定された以降のもの)。	H23.12.27	95	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(1)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(2)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(3)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(4)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(5)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(6)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(7)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(8)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(9)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(10)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(11)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(12)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(13)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(14)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(15)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(16)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(17)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(19)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(20)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(21)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(22)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(23)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(24)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(25)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(26)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(27)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(43)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(44)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するもののうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(46)	H23.12.28	94	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

○ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの（資料10）

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	「最近の不正・不当事件(平成19年6月)」に係る文書の一部開示決定に対する不服申立て	H21.11.9	H23.9.26	686	情報公開窓口担当者が通常業務の事務繁忙に加え、同時期に不服申立て事案に係る審査会からの答申が3件重なったこと、さらに、本件答申内容が当初の一部開示決定を変更する内容であったことから、その内容の精査に予想以上の時間を要したため。
法務省	平成18年7月19日付け事務連絡「難民認定申請をした在留資格未取得外国人で収容令書により収容中のものの退去強制手続等について」の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの【平成23年度(行情)答申第152号】	H23.7.19	H23.11.28	132	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
法務省	平成21年出勤簿(下半期分。ただし、東京入国管理局就労審査部門に所属する職員に係るものに限る。)及び平成22年出勤簿(上半期分。ただし、東京入国管理局永住審査部門に所属する職員に係るものに限る。)の開示文書に対して不開示処分を不服とするもの【平成23年度(行情)答申第255号】	H23.9.27	H23.12.6	70	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
外務省	職員処分に係る文書一式	H21.12.21	H23.10.28	676	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「在日米軍の展開」に綴られている文書の全て。	H22.1.19	H23.7.26	553	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「国以外の者による協力」に綴られている文書の全て。	H22.1.19	H23.7.26	553	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは同意した内容を示す文書	H22.5.25	H23.8.16	448	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「北朝鮮1」。 【計3件】	H22.9.21	H23.4.8	199	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(衆議院)」に綴られている文書の全て。	H22.10.26	H24.3.29	520	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「イラン」	H22.11.2	H23.4.22	171	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「日米地位協定の考え方(改訂版)」。	H22.11.2	H23.7.26	266	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「日米防衛協力のための指針」関連13	H22.11.22	H23.9.22	304	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成15年(行情)諮問第569号における審査対象文書。	H22.11.24	H23.7.26	244	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「北朝鮮2」	H22.12.3	H23.4.22	140	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(各論:周辺事態)」に綴られている文書の全て。	H22.12.7	H23.6.28	203	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(各党説明等)」に綴られている文書の全て。	H22.12.7	H23.6.28	203	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「安保条約の概要(新版)」。	H22.12.20	H23.7.26	218	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「ミサイル不拡散東京セミナー(概要と評価)」 【計2件】	H22.12.21	H23.4.8	108	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(その他)」に綴られている文書の全て。	H23.1.25	H23.4.5	70	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「北朝鮮4」	H23.3.31	H23.5.31	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「北朝鮮6」	H23.3.31	H23.5.31	61	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「調整メカニズム」に綴られている文書の全て。	H23.4.4	H24.1.23	294	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	自由権規約の個人通報制度の批准に 関し、第5回報告制度に向けた準備とし て政府部内での検討会の議事録及び 政府に対し提出された議定書締結に關 する反対意見書。	H23.7.20	H23.9.20	62	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著 しく多忙であったため。
外務省	外交政策企画委員会記録	H23.7.20	H23.9.22	64	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著 しく多忙であったため。
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収 法11条2項により労務費率方式でなく 実際に支払った賃金で建設の事業の 労災保険料を算定する場合のやり方を 定めた文書等の不開示決定に関する 件	H22.3.11	H23.9.1	539	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報 公開担当課との間で慎重に検討していたことから、処 理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収 法11条2項により労務費率方式でなく 実際に支払った賃金で建設の事業の 労災保険料を算定する場合のやり方を 定めた文書等の不開示決定に関する 件	H22.3.11	H23.9.1	539	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報 公開担当課との間で慎重に検討していたことから、処 理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収 法11条2項により労務費率方式でなく 実際に支払った賃金で建設の事業の 労災保険料を算定する場合のやり方を 定めた文書等の不開示決定に関する 件	H22.3.11	H23.9.1	539	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報 公開担当課との間で慎重に検討していたことから、処 理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収 法11条2項により労務費率方式でなく 実際に支払った賃金で建設の事業の 労災保険料を算定する場合のやり方を 定めた文書等の不開示決定に関する 件	H22.3.11	H23.9.1	539	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報 公開担当課との間で慎重に検討していたことから、処 理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	高知地方最低賃金審議会委員名簿の 一部開示決定に関する件	H23.3.2	H23.12.27	300	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情 報公開担当課との間で慎重に検討していたことから、 処理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	最低賃金適用除外申請書等の一部開 示決定に関する件	H23.1.18	H23.9.1	226	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情 報公開担当課との間で慎重に検討していたことから、 処理に時間を要したため。 加えて、不服申立て以外の業務が集中し、本件に専 念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	朝鮮人の在日資産調査報告書綴の 一部開示決定に関する件	H22.12.7	H23.6.24	199	対象文書が古く、かつ手書きのため文字の判読が難 解であったこと等からマスキング等に時間を要したため。
厚生労働省	特定医薬品が副作用救済給付の原因 医薬品と決定された根拠を示す薬事・ 食品衛生審議会での審議資料の不開 示決定(存否応答拒否)に関する件	H22.9.21	H23.4.8	199	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案 件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	平成18年度柔道整復師学校養成所報 告に係る教員名簿等の一部開示決定 に関する件	H23.2.15	H23.5.30	104	東日本大震災等の対応により不服申立ての事務処 理手続に時間を要したため
厚生労働省	平成18年度柔道整復師学校養成所報 告に係る教員名簿等の一部開示決定 に関する件	H23.2.15	H23.5.30	104	東日本大震災等の対応により不服申立ての事務処 理手続に時間を要したため
厚生労働省	平成20年度柔道整復師学校養成所報 告に係る教員名簿等の一部開示決定 に関する件	H23.2.15	H23.5.30	104	東日本大震災等の対応により不服申立ての事務処 理手続に時間を要したため
厚生労働省	特定日に発生した労働災害に係る災害 調査復命書等の一部開示決定に関する 件	H23.6.9	H23.9.6	89	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに 係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する 時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	高松労働基準監督署管内で特定日に 発生した労働災害の調査等に係る文書 の一部開示決定に関する件	H23.9.8	H23.12.2	85	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに 係る事案の処理以外の業務が集中し、本件に専念する 時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	特定医療機器に係る医療機器製造販 売承認申請書等の一部開示決定に関 する件(第三者不服申立て)	H23.1.31	H23.4.8	67	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案 件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定医療機器に係る医療機器製造販売承認申請書等の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)	H23.1.31	H23.4.8	67	開示請求案件(22年度約4,400件)及び不服申立て案件(22年度22件)が特定の課室に集中したこと。また、その所管業務が著しく多忙であったこと。
厚生労働省	中央労働基準監督署における郵便物発送簿の不開示決定に関する件	H23.4.7	H23.6.8	62	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから処理に時間を要したため。
農林水産省	生物多様性影響評価検討会農作物分科会に関する文書等の一部開示決定に関する件	H23.9.30	H23.12.22	83	対象文書が相当程度に大量であり、決定を行うに当たって、答申に基づき、個別具体的に当てはめを行ったため、必要があったため

○ 調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの（資料11）

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
警察庁	平成8年度の警視庁に係る証明書類（機動隊除く） 平成8年度の愛知県警に係る証明書類 【計2件】	H21.2.24	1,131	答申の内容に沿った決定をするに当たり、開示対象文書の量が大量（約11万枚）であり、その精査、確認作業等に時間を要しているため。	
外務省	特定公館の報償費（機密費）支出に関する一切の資料（平成12年度） 【計3件】	H16.2.10	2,972	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の在外公館長赴任に際しての贈呈品購入等 【計5件】	H16.3.9	2,944	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定公館の報償費の支出がわかる文書 【計3件】	H16.3.9	2,944	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書。 【計5件】	H16.3.31	2,922	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。	H16.3.31	2,922	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、2000年度」	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴限度額等について」	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定室長の在職中の特定会計経費関連文書。	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費（機密費）の支出基準の分かる文書	H16.4.20	2,902	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費に関する一切の文書	H16.5.18	2,874	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切。	H16.6.22	2,839	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費について、(1)各部局（長）ごと、在外公館ごとの支出計画 (2)年度末の各部局（長）ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図面・電磁的記録。 【計5件】	H16.7.27	2,804	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	1958年に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等 【計2件】	H18.4.21	2,171	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米防衛協力のための指針に関して綴られている文書の全て。	H20.2.4	1,517	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	イラク大量破壊兵器関連文書。 【計4件】	H21.3.26	1,101	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「核兵器関連」に綴られている文書の全て。	H21.6.16	1,019	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省連絡室が、その業務目的のために収集・作成した文書の全て。	H22.1.19	802	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備4」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	732	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備5」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	732	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「第1回から第4回までの外交政策企画委員会記録」の全て。	H22.10.5	543	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかつた特段の事情	備考
外務省	「各国反応」に綴られている文書の全て。 【計5件】	H23.12.27	95	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
中央労働委員会	中央労働委員会において特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	H23.11.14	138	情報公開担当(窓口)課の担当者(1名)が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。	H24.5.15裁決
国土交通省	改善措置勧告の要否について検討したりコール案件調査・検証・検討委員会の議事録等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.11.16	136	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討が必要であるとともに、リコール関係業務多忙のため、時間を要している。	
国土交通省	特定一級建築士による耐震強度偽装構造計算書作成の行政処分に係る文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.11.16	136	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため、時間を要している。	
国土交通省	特定地番の土地取得後に設置された構造物に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.12.19	103	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため、時間を要している。	
国土交通省	特定地番における民法162条2項の規定による所有権の取得時効に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.12.19	103	情報公開窓口担当者が複数の業務を兼務しており、著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったため、時間を要している。	
防衛省	第1回BMD推進委員会議事 他24件	H23.9.30	183	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会等」に該当する全文書(対象期間:2010年1月1日~3月末日)。*電子データが存在する場合は電子データを希望。」に係る行政文書	H23.11.22	130	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	後方地域搜索救助活動の実施に関する訓令 他2件	H23.9.6	207	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	自衛隊の駐屯地及び基地業務の在り方について 最終報告(表紙を除く。)	H24.1.17	74	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	「年度統合情報見積」(2005.5.24一送請92「統合情報教範『編さんの趣旨』」10頁掲載)。*作成されたもののうち最も古いもの。	H23.12.6	116	業務多忙により時間を要したため。	
防衛省	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」(「平成13年度防衛力整備と予算の概要」20頁)によって収集された文書及び作成された文書の全て。*対象文書は2003.1.15一郵請349と同じ。	H23.11.29	123	業務多忙により時間を要したため。	

事例表

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要

(資料 12)

○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要（資料12）

<第1審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
内閣官房	大阪地裁	内閣官房内閣 総務官	H24.3.23	<不開示決定処分取消請求事件> 内閣官房報償費の支出に関する行政文書の 開示請求に対する一部開示決定のうち、一部 の文書について不開示とした部分の取消しを 求めたもの	一部認容 一部棄却	原告、被告控訴 大阪高裁で継続中
警察庁	東京地裁	警察庁長官	H23.5.26	<行政文書不開示処分取消請求事件>一般 会計証明書類について、文書不特定及び権利 濫用により不開示とした処分の取消しを求 めたもの。	棄却	
法務省	和歌山地裁	高松矯正管区 長 法務省矯正局 長	H24.2.7	原告が実刑判決を受けた事件についての刑 の執行指揮書及びその添付書類を情報公開 法に基づき開示請求を行ったところ、矯正管区 長がこれを不開示とする決定（以下「本件不開 示決定」という。）をし、さらに、本件不開示決 定を不服として法務大臣に対し、審査請求をし たところ、同大臣が却下裁決（以下「本件却下 裁決」という。）をしたため、本件不開示決定及 び本件却下裁決の取消し並びに開示処分の 義務付けを求めた事案である。	義務付け 請求却下 その他の 請求棄却	原告控訴 大阪高裁
外務省	東京地裁	外務大臣	H24.1.13	<慰謝料請求事件> 外務省が行った情報公開に係る開示請求書 の返戻措置により損害を受けたとして国賠法1 条1項に基づく支払いを求めたもの。	一部認容	判決確定
国税庁	京都地裁	下京税務署長 国税庁長官	H24.2.29	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 本人の個人情報を含む行政文書の開示請求 に対して行われた不開示決定（存否応答拒 否）の取消し及び当該決定に係る審査請求に 対する却下裁決（審査請求期間超過）の取消 しを求めたもの	却下（原処 分） 棄却（裁決）	原告控訴
厚生労働省	大阪地裁	大阪労働局長	H23.11.10	<行政文書不開示決定取消請求事件> 脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る労災 補償給付の支給決定した被災者が所属してい た事業場名を不開示とした大阪労働局長の決 定の取消しを求めたもの	認容	被告控訴 大阪高裁
厚生労働省	名古屋地裁	愛知労働局長	H24.3.28	<行政文書不開示決定取消請求事件> 事業場が提出した文書について、当該文書の 存否を明らかにせずした不開示決定の取消し を求めたもの	請求棄却	
国土交通省	東京地裁	関東地方整備 局長	H23.8.2	<行政文書一部不開示決定取消等請求事件 > 「特定川系の基本高水流量を算出した調査 報告書のすべて」の開示請求に対し、「構想段 階の洪水調節施設に係る情報を含む部分」 が、法第5条第5号に該当するとして不開示と した一部開示決定について、その取消しと当 該情報が記録されている部分の開示決定の 義務付けを求めたもの	認容	
海上保安庁	東京地裁	海上保安庁長 官	H23.4.12	<文書不開示処分取消及び文書開示処分給 付請求事件> 尖閣諸島沖中國漁船衝突事件に関する映像 について、刑事訴訟法53条の2により不開示と した処分の取消等を求めたもの	一部却下 一部棄却	

<控訴審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	東京高裁	警察庁長官	H23.11.30	<行政文書不開示処分取消請求事件>一般会計証明書類について、文書不特定及び権利濫用により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	
法務省	東京高裁	法務大臣	H23.7.14	法務大臣に対して特定事件の判決書を開示請求したところ、原告の住所氏名、事件番号及び事件名について法5条1号に該当するとして不開示とする決定を受けたことから、本件処分は法5条1号の解釈を誤っているとして、本件処分の取消し及び不開示部分の開示決定を求めた事案である。	控訴棄却	
外務省	東京高裁	外務大臣 財務大臣	H23.9.29	<文書不開示決定処分取消等請求事件>沖縄返還交渉においていわゆる「密約」があつたことを示す行政文書等の開示請求に対して、外務大臣及び財務大臣が行った不開示(不存在)決定処分に対し、不開示決定の取消し及び開示の義務付け並びに不開示決定によって被った精神的損害に対して国賠法1条1項に基づく支払いを求めたもの。	原判決取消 請求棄却	原告上告・上告受理申立て最高裁
外務省	東京高裁	外務大臣	H24.3.15	<外務省保有資料不開示決定処分取消請求事件>沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書の開示請求に対して外務大臣が行った不開示(不存在)決定処分に対し、不開示決定の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
財務省	東京高裁	外務大臣 財務大臣	H23.9.29	<文書不開示決定取消等請求事件>沖縄返還交渉においていわゆる「密約」があつたことを示す行政文書等の開示請求に対して、外務大臣及び財務大臣が行った不開示(不存在)決定処分に対し、不開示決定の取消し及び開示の義務付け並びに不開示決定によって被った精神的損害に対して国賠法1条1項に基づく支払いを求めたもの。	原判決取消 請求棄却	原告上告・上告受理申立て最高裁
国税庁	広島高裁	岡山東税務署長	H23.4.7	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件>課税処分に係る異議決定書の開示請求に対して行われた一部開示決定の取消しを求めたもの	原判決変更 請求一部認容	判決確定
国税庁	東京高裁	館林税務署長	H23.7.28	<行政文書不開示決定取消等請求事件>特定の被相続人の相続税申告書等の開示請求に対する不開示決定(存否応答拒否)の取消し及び国家賠償を求めたもの	控訴棄却	原告上告・上告受理申立て
厚生労働省	東京高裁	厚生労働大臣	H23.5.18	<行政文書不開示決定取消請求事件>特定個人に給付した障害基礎年金等に係る関係資料の不開示決定処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	確定
防衛省	東京高裁	防衛大臣	H23.9.21	テロ特措法に基づきインド洋上で海上自衛隊が他国の艦船に給油している燃料の契約書等の開示請求に対し、燃料契約相手方企業に係る情報等を不開示処分したことについて、企業に係る情報を記載した部分を不開示とした処分の取消しを求めたもの	控訴棄却	

<上告審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
外務省	最高裁	外務大臣	H23.5.9	<文書不開示決定処分取消等請求事件> 日韓国交正常化関連文書の開示請求に対し、外務大臣が平成19年11月16日付けで行った開示決定等(141文書)のうち全部又は一部を不開示とした13文書に対し、不開示決定の取消し及び開示の義務付けを求めたもの。	上告不受理	
外務省	最高裁	外務大臣	H23.7.8	<行政文書不開示処分取消請求事件> 平成11年度の在外3公館における報償費の支出に関する文書の開示請求に対して、外務大臣が平成13年6月1日付けで行った不開示決定に対し、取消しを求めたもの。	上告不受理	
経済産業省	最高裁	中部経済産業局長	H23.10.14	<行政文書不開示決定処分取消等請求控訴事件> 省エネ法に基づき各事業所が定期報告した平成15年度のエネルギー使用量等について、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たるとして不開示決定した部分を取り消し、開示決定の義務付けを求めたもの。	原判決破棄	
経済産業省	最高裁	近畿経済産業局長	H23.10.14	<行政文書不開示決定処分取消等請求控訴事件> 省エネ法に基づき各事業所が定期報告した平成15年度のエネルギー使用量等について、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たるとして不開示決定した部分を取り消し、開示決定の義務付けを求めたもの。	上告棄却	
経済産業省	最高裁	関東経済産業局長	H23.10.14	<行政文書不開示決定処分取消等請求控訴事件> 省エネ法に基づき各事業所が定期報告した平成15年度のエネルギー使用量等について、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たるとして不開示決定した部分を取り消し、開示決定の義務付けを求めたもの。	原判決破棄	
防衛省	最高裁	防衛大臣	H24.3.16	テロ特措法に基づきインド洋上で海上自衛隊が他国の艦船に給油している燃料の契約書等の開示請求に対し、燃料契約相手方企業に係る情報を不開示処分したことについて、企業に係る情報を記載した部分を不開示とした処分の取消しを求めたもの	棄却	